

平成25年度の介護保険料

介護保険は「介護保険法」により定められている制度であり、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、支え合いの制度となっており、介護サービスを利用されていない場合でも、保険料を納めていただくこととなります。

65歳以上の方には、大里広域市町村圏組合から介護保険料納入通知書を送付します。保険料の納め方は法律で定められていますので、個人で選択することはできません。なお、原則として特別徴収となります。

1. 特別徴収（年金天引き）
年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。ただし、65歳になってすぐ、または転入してすぐに年金から天引きされることはなく、開始までに半年から1年程かかります。そのため、天引きになるまでの間は、普通徴収となります。天引きの金額は、通帳には記帳されません。

介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じてしまうことがあります。年金特別徴収ではこれを解消し、できるだけ均等にするため8月の年金天引き額を調整する場合がありますので、ご了承ください。

2. 普通徴収（納付書納付、または口座振替）
年金が年額18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方などは普通徴収となります。大里広域市町

村圏組合から納付書を送付しますので、納期限までに役場や金融機関の窓口で各自納付していただきます。

普通徴収では、口座振替のご利用も可能です。口座振替は、ご希望の納期分から引き落としを開始します。口座振替は、

普通徴収の納期限(平成25年度) ※月末が休日になるため、翌月の初日等になります。

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7月31日	※9月2日	9月30日	10月31日	※12月2日	12月25日	1月31日	2月28日

介護保険料金額表(平成25年度分)

所得段階	対 象	保険料額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	年額30,600円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額30,600円 (基準額×0.5)
特例 第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額42,800円 (基準額×0.7)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額45,900円 (基準額×0.75)
特例 第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額55,000円 (基準額×0.9)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額61,200円 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	年額76,500円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	年額91,800円 (基準額×1.5)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の方	年額107,100円 (基準額×1.75)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	年額116,200円 (基準額×1.9)

特別徴収とは異なりますので、混同しないようご注意ください。口座から振り替えたことへの領収書は発行されませんが、通帳記帳でご確認ください。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課 ☎501・1330 または寄居介護保険事務所(健康福祉課内 ☎581・2121内線123、124)へ。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同したさまざまな団体の参加・協力のもとにすべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年や少女たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で63回目を迎えます。

昨年に引き続き運動の副題に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えることで、より分かりやすく効果的な推進を目指しています。

本年の重点事項は「立ち直りを支える取組」についての協力の拡大、「就労・住居等の生活基盤づくりにつなげる取組の推進」です。犯罪からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会の温かい心が必要。また、彼らが立ち直り、二度と犯罪を起こさなければ、私たちが暮らす地域も安全で安心なものになります。

期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に関係団体との合同パレードをはじめ、学校訪問・街頭広報活動などが行われます。

県内の犯罪発生件数は減少傾向にはありますが、自転車盗や万引き、住宅侵入盗や車上狙い、また振り込め詐欺など身

近な場所で発生しています。こうした犯罪や非行の背景には、急速な社会の変化の中で、住民同士、または家族間の「対話」や「ふれあい」が少なくなるなど、人間関係の希薄化が徐々に進み、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力が低下してきたことが考えられます。

地域の連帯や家族の絆の大切さを再認識し、安全で安心して暮らせる明るい社会を築いていくことは、犯罪をなくし、次世代を担う青少年を非行から守ることにつながります。皆さんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。



問い合わせ／健康福祉課 ☎581・2112 1内線125)へ。

ご協力ください「愛の募金」

寄居地区更生保護女性会(峯岸佳子会長)では、毎年7月に「社会を明るくする運動強調月間」の活動の一環として「愛の募金」を行っています。

この募金は昭和35年から実施しているもので、町内では更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組んでおり、平成24年度には、約49万円のご協力をいただきました。募金の一部を県内・町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本代として町内9カ所の保育所等へ寄附させていただきました。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に温かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ／峯岸佳子さん ☎581・1377)へ。



精神障害者保健福祉手帳によるバス運賃の割引について

県内の次のバス会社では、精神障害者の方が一般路線バスを利用した際に、精神障害者保健福祉手帳を提示することで運賃の割引を行います。

バス会社により割引制度が異なりますので、割引等の詳細については、各バス会社にお問い合わせください。

割引を行うバス会社／朝日自動車(株)、イーグルバス(株)、茨城急行自動車(株)、川越観光自動車(株)、(株)グローバル交通、国際興業グループ(株)、国際十王交通(株)、(株)ジャパントローズ、西武バス(株)、西武観光バス(株)、大和観光自動車(株)、東武バスウエスト(株)、東武バスセントラル(株)、マイスカイ交通(株)、丸建自動車(株)、メーター観光(株)、(株)ライフバス

○ご注意ください

割引を受けるためには、運賃支払いの際に精神障害者保健福祉手帳の写真による本人確認が必要となります。写真が貼付されていない手帳をお持ちの方は、健康福祉課までご相談ください。

問い合わせ／健康福祉課 ☎581・2121内線122)へ。



満75歳以上の方へ 敬老祝金の お知らせ

町では、毎年9月に満75歳以上の方の敬老と長寿を祝福し、福祉向上に寄与することを目的として敬老祝金を給付しています。

対象となる方は、本年9月1日現在で、引き続き1年以上寄居町に住所を有する、満75歳以上の方です。給付方法は、金融機関口座への振り込みとなります。

本年度から新たに対象となる方については、7月下旬に口座振込依頼書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、8月12日(月)までに返送していただくか、直接健康福祉課へ提出してください。

また、既に対象となっている方で、振込先を変更したい場合は、口座振込依頼書を再度提出する必要がありますのでご連絡ください。

なお、敬老祝金の振り込みは、既に対象となっている方には9月下旬、新たに対象となる方については10月上旬を予定していますが、口座振込依頼書の提出が遅れたり、内容に不備があったりしますと、振り込みが遅くなる場合がありますのでご了承ください。

満75歳から満79歳までの方 (昭和8年9月3日～昭和13年9月2日に生まれた方)	5,000円
満80歳から満84歳までの方 (昭和3年9月3日～昭和8年9月2日に生まれた方)	7,000円
満85歳以上の方 (昭和3年9月2日以前に生まれた方)	10,000円

問い合わせ／健康福祉課 ☎581・2121内線123、124)へ。